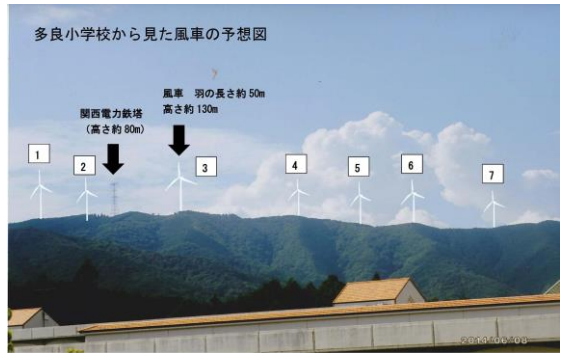


# 発端 . . . . . 中電子会社が風力発電事業を計画する地元での勉強会

2005年頃から、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、シーテック社(中部電力子会社)によって巨大な風力発電施設計画が進められていました。当初計画では、高さ130m、羽根の長さ50m(直径100m)の風車を16基つくる予定でした。地元住民はこの計画に基づく立入調査の打診があった時、自然豊かな故郷の環境は?道路拡張による土砂崩れの危険は?全国で問題になっている低周波による健康被害は?などの不安を感じ、地元で勉強会が行われました。



※シーテック社は、現在、この風力発電事業に関わる活動の一切を中断しています。

# 発覚! . . . . . 2014年7月24日朝日新聞スクープ



大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2名と脱原発活動や平和運動をしていた大垣市民2人の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者提供していたことが発覚しました。

2015年、証拠保全手続により、シーテック社が作成していた意見交換記録「議事録」を入手しました。そこには公安警察が住民運動・市民運動を敵視していること、事業者を煽ることで事業者自身が情報収集を行い、それを警察に提供する協力者に仕立てられていくありさまが赤裸々に記載されています。(「議事録」参照)

警察に提供する協力者に仕立てられていくありさまが赤裸々に記載されています。(「議事録」参照)

## 警察の態度

事件発覚後当事者たちは、岐阜県警や岐阜県公安委員会への抗議・要求書の提出、警察法79条に基づく苦情申出、刑事告発などを行いました。当初沈黙していた岐阜県警・県公安委員会は、2014年11月になって突然「通常の警察業務の一環だ」と回答してきました。さらに翌2015年の参議院内閣委員会で、警察庁警備局長(公安警察のトップ)は、一般論としながらも「各種事業…風力発電事業…とか道路工事業業とか…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から…必要に応じて関係事業者と意見交換を行って(いることは)…通常行っている警察の業務の一環だ」と答弁しました。住民・市民の個人情報を収集し、事業者はその情報を提供することが、通常の警察業務なのだと言ったのです。

# 「違憲訴訟」へ . . . . . 国家賠償請求と個人情報抹消請求

警察法2条2項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権利を濫用することがあってはならない」とあります。しかし今、警察庁を頂点とする警察全体が、これを無視し、暴走しています。

当事者4名が原告となって、2016年12月、岐阜県を被告に国家賠償請求訴訟を提起しました。

また個人情報保有されている限り再発があり得るので、2018年1月に「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えました。

警察による情報収集及び情報提供は、普通の刑事事件の犯罪捜査とは全く関係なく、国家警察（公安警察）が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。証拠保全で入手できた情報（「議事録」）は原告4名に関わる個人情報という面からだけみても氷山の一角にすぎません。「目をつけられた」多くの市民の個人情報が大量に収集・保有されているに違いありません。公安警察の組織上、その情報は警察庁警備局に集積されているはずで、公安警察が、法的根拠も不明なまま市民の情報を収集・保有している状態を放置して良いはずがありません。

## **一審判決は「情報提供行為」を厳しく断罪 . . . . .**

岐阜地方裁判所の一審判決は「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する」「このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値する」「情報提供で提供されたこれらの情報は…、原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる」「思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること（憲法19条）を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いものと解するのが相当である」とし、憲法13条、19条に触れて、市民運動への関わりなどの情報は（本人が外部発信している情報であっても）プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いと判示しました。

また「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は…抽象的にも生じていたとはいえない」「要保護性の高い原告らの情報を、自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない」と、大垣警察の情報提供行為を厳しく断罪しました。

## **. . . . . 法的根拠なき情報収集・保有こそ大問題**

しかし岐阜地裁は、公安警察の情報収集は容認してしまいました。「警察の責務に照らし、本件情報収集等の必要性がなかったと認めることはできない」「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」と述べ、「法律上、明文の根拠規定がないことをもって、直ちに国家賠償法上違法であるということとはできない」としてしまったのです。そして個人情報抹消請求のほうは、ほとんど理由を示さずに却下しました。承服できません。

被告岐阜県は、一審段階では事実認否を一切拒否し、「適法だ」との主張の根拠も示しませんでした。情報提供行為を違法とされた一審判決を経て、控訴審では「大衆運動の情報収集をする必要がある」「第三者への情報提供もその情報収集の一部だ」と主張してきました。市民的権利としての大衆運動（市民運動・住民運動）敵視を剥き出しにし、さらに情報収集のためには警察の判断次第で情報提供も行う、というのです。これは憲法そのものを否定する暴論ではないでしょうか。

## **「もの言う」自由を手放さない . . . . .**

どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない。何の法的な根拠もなく、公安警察の恣意的判断で行われている。これでは、私たち市民は安心して「もの言う」ことができません。日々の暮らしの平穏が侵害されるとき、それに異議を唱える「もの言う」自由は、憲法が市民に保障する重要な権利であり、民主主義の根幹です。

私たちは、この裁判を、憲法を生きたものとするための運動として闘います。公安警察のありようそのものに立ち向かうこの裁判は、全国の皆さんとともに全力で取り組まなければ勝利はありません。どうぞお力をお貸し下さい。